平成２２年（フ）第３号
香川県仲多度郡まんのう町七箇1208番地５
債務者　近石　初美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第８号
香川県丸亀市飯山町川原947番地１　ハイム・シュテット21―302号
債務者　米澤　真弓
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１６号
香川県丸亀市田村町61番地
債務者　中山すま子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４０号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目335番地　石嶺市営住宅35―203号
債務者　阿波連智子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４７号
沖縄県那覇市泊３丁目16番地７　ライオンズマンション泊３丁目501
債務者　新垣　和盛
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７３８号
千葉県松戸市大谷口113番地の１ライオンズガーデン新松戸108号
債務者　柿木　訓子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２６号
千葉県松戸市新松戸北２丁目５番地の４コーヨービル501号
債務者　井出　　力
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９号
千葉県松戸市串崎南町51番地の１
債務者　柳澤美奈子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６号
広島市安佐北区亀山２丁目17番18号
債務者　土井　輝雄
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６号
広島市中区光南３丁目４番24―302号
債務者　植木百合男
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７号
広島市安佐南区相田３丁目38番13号
債務者　一面　照枝
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３号
広島県東広島市八本松町正力176番地30
債務者　渡邉　和則
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４号
広島県東広島市八本松町正力176番地30
債務者　渡邉香代子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３号
広島県安芸郡海田町南昭和町12番13―304号
債務者　河島　純子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０３号
広島県東広島市安芸津町風早977番地
債務者　山本　愛子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６９号
福岡県大川市大字小保614番地10
債務者　古賀　義彦
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第９０８号
鹿児島県鹿児島市大明丘２丁目32番８号
債務者　毛利　敬充
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘２丁目６番地の４
債務者　後藤　路子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係